

平成 2 9 年度
むつ小川原開発地区地域エネルギー活用可能性調査業務
企画提案競争実施要領

平成 2 9 年 1 0 月

青森県エネルギー総合対策局
エネルギー開発振興課

平成29年度「むつ小川原開発地区地域エネルギー活用可能性調査業務」 企画提案競争実施要領

この要領は、「むつ小川原開発地区地域エネルギー活用可能性調査業務」の委託候補者を選定するために実施する企画提案競争について必要な事項を定めるものである。

1 業務名 むつ小川原開発地区地域エネルギー活用可能性調査業務

2 業務内容

- (1) 本業務は、以下の業務を行うものとする。（詳細は「業務仕様説明書」のとおり）
- ① 電力小売事業可能性調査
 - ② 熱利用事業可能性調査
 - ③ むつ小川原開発地区における地域エネルギー活用モデル提案
 - ④ 上記①～③のほか、発注者及び受託者が必要と認める業務
- (2) 本業務の業務内訳については、原則として企画提案競争の結果選定された応募者の企画提案を採用することとするが、最終的な仕様については発注者との協議により決定する。

3 履行期限 平成30年3月30日（金）

4 予算金 3,355,000円以内（税込）

5 企画提案競争の内容

- (1) 審査方法
書面審査
- (2) 公募条件（参加資格）
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
 - ② 株式会社、有限会社、特定非営利活動法人等の法人格を有する者。
 - ③ 法人税、消費税及び都道府県税に滞納がない者。
 - ④ 参加の申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者。
 - ⑤ 参加の申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者。
 - ⑥ 本業務を行う能力を有する者。
- (3) 提出書類
応募者は、次に掲げる書類を提出するものとし、書類のすべては日本工業規格A4版サイズとする。

- ①応募意思表明書（別紙様式1）
- ②会社概要（関連業務実績、組織体制、経営状況等のわかる書類）
- ③企画提案書（10ページ以内）
 - ・実施方針、実施手法、実施計画、業務実施体制
 - ・想定する地域エネルギー活用モデル案
 - ・その他必要と考える提案事項
- ④見積書（及び経費積算内訳書）
 - 消費税込みの業務経費総額及び経費積算内訳書（別紙様式2）
- ⑤質疑書（別紙様式3）※質疑が無い場合は不要。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類を各一部を下記提出先まで郵送または持参すること。なお、提出書類は返却しないものとする。

また、質疑の内容については、応募意思表明者全員に対し公開する。

(5) 提出期限

応募意思表明書 平成29年10月13日（金）17時必着
 質疑書 平成29年10月18日（水）17時必着
 その他の書類 平成29年10月25日（水）17時必着

(6) 提出先・問い合わせ先

(関係書類提出先) : 青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課
 総務・むつ小川原開発グループ 担当：三戸 宛
 所在地 〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
 電 話 017-722-1111(内線3816)
 F a x 017-734-8213
 Email : enerugi@pref.aomori.lg.jp

6 企画提案の審査内容

審査会では、次の観点から総合的に評価し、委託先候補1者を選定する。

- (1) 業務内容の理解度
 - 地域特性、事業の趣旨、目的及び業務内容について十分に理解していること。
- (2) 提案内容の具体性
 - 提案内容が具体性、妥当性及び実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性
 - 提案内容に創意工夫がみられ、書類の作成においても優れた能力がみられること。
- (4) 業務遂行の安定性
 - 企画提案、業務実施体制、業務実績及び積算内訳から総合的に判断し、業務を安定的に遂行できるものであること。

7 審査結果の通知

審査結果は、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の100分の5以上の額とする。ただし、青森県財務規則第159条第1項の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書は作成する。
- (4) 提出された書類は、業務受託者の選定以外に原則として使用しない。
- (5) 提出された書類は、業務選定に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 受領期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 応募の意思がない場合は、応募書類の提出期限までのいずれの時点においても、自由に応募を辞退することができ、主催者は辞退者に対して、今後不利な取扱いは行わないものとする。なお、次に掲げる場合においても、応募を辞退したものとみなす。
 - ア. 意思表示書の提出がなかった場合
 - イ. 提出期限までに応募に係る提出書類の提出がなかった場合
- (8) 応募意思表示書又は企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
 - ・指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (9) 審査結果に影響を与えるよう故意に工作することなどの、適正な審査を妨害する行為があった場合は、その応募者を失格とする。
- (10) 委託予定業者は、県との契約締結に当たり、正式な見積書を提出するものとするが、応募手続時点の見積書の作成において、過不足なく経費を積算しておくこと。
- (11) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (12) 特定された者の会社名等は公表する。

9 参考資料

- ・むつ小川原開発の概要
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/energy/enerugi/mokaihatu1.html>
- ・新むつ小川原開発基本計画（平成19年6月策定）
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/energy/enerugi/mokaihatu2-2.html>
- ・むつ小川原開発地区
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/energy/enerugi/files/2008-1125-1715.pdf>